

第4章 生活排水処理対策の推進

1 生活排水処理対策の基本方針及び施策体系

第2章の生活排水処理対策の現況と課題を踏まえ、第3章に掲げる生活排水処理対策の目標が計画的に達成されるよう、次の5項目を施策の基本方針として、生活排水処理対策を推進します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 生活排水処理施設の整備拡大及び地域間格差の是正(2) 県民と行政の協働(3) 執行体制強化と財源の確保(4) 維持管理体制の整備(5) 資源の有効利用の推進 |
|--|

なお、施策の体系は、図.4-1 に示すとおりです。

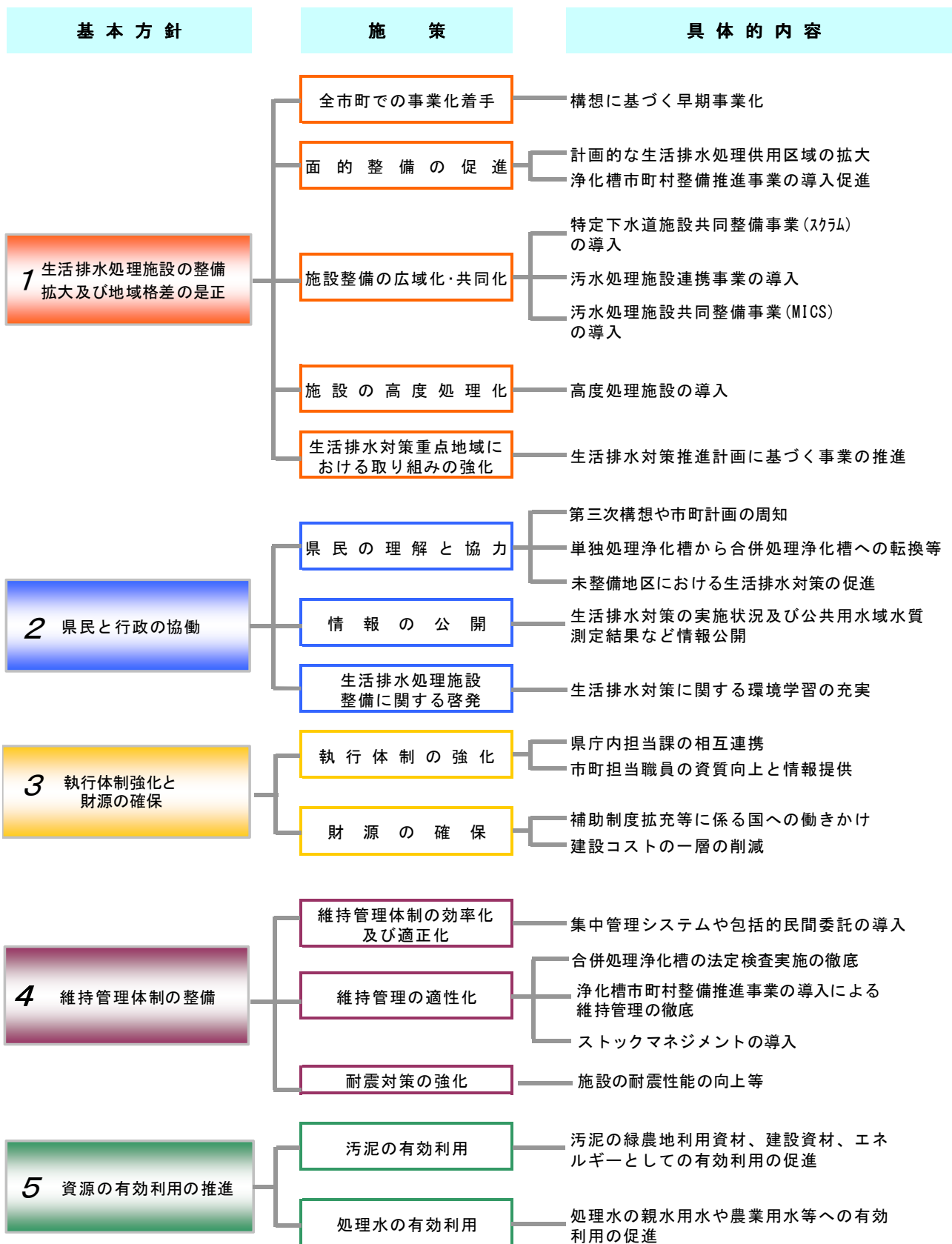


図. 4-1 施策の体系図

2 具体的な施策の展開

(1) 生活排水処理施設の整備拡大及び地域間格差の是正

ア 全市町での事業化着手

- 生活排水処理施設整備事業については、平成17年度に全市町が事業着手しました。

イ 面的整備の促進

- 集合処理施設については、計画的に生活排水処理の供用区域が拡大されるよう事業を積極的に推進します。
- 個別処理施設（合併処理浄化槽）については、市町が設置及び維持管理まで行う浄化槽市町村整備推進事業を積極的に推進します。

ウ 施設整備の広域化・共同化

- 中小市町の小規模な下水道事業を効率的かつ経済的に運営するために、複数市町の下水道施設における水質検査施設、汚泥処理施設、管理施設の共同化、共通化を図る「特定下水道施設共同整備事業（スクラム）」の導入を積極的に促進します。
- 複数の生活排水処理施設が共同で利用できる水質検査施設や汚泥処理施設等を整備することにより、効率的な汚水処理を実施する「汚水処理施設共同整備事業（M I C S）」の導入を積極的に促進します（参考資料参照）。

エ 施設の高度処理化

- 公共用水域の富栄養化につながる窒素含有量及び磷含有量を削減するための高度処理施設の導入を促進します。

オ 生活排水対策重点地域における取り組みの強化

- 生活排水対策重点地域においては、地域ごとに策定されている「生活排水対策推進計画」に基づき公共用水域の水質改善が達成されるよう事業の推進に努めます。

(2) 県民と行政の協働

ア 県民の理解と協力

- 県民に対し、第三次構想及び市町計画の周知と理解の促進を図ります。
- 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び下水道処理区域等における接続の向上を促進します。
- 生活排水処理施設の未整備地区を重点に、食用廃油の流出防止や洗剤の適正使用等の生活排水対策を促進します。

イ 情報の公開

- 市町の生活排水対策の実施状況及び公共用水域水質測定結果などの情報を積極的に公開して、生活排水処理施設等の必要性について理解を促進します。

ウ 生活排水処理施設整備に関する啓発

- 生活排水処理施設を円滑に整備し、機能を十分発揮させるとともに、水環境の保全を図るため、環境講座の開催など生活排水対策に関する環境学習の充実に努めます。

(3) 執行体制強化と財源の確保

ア 執行体制の強化

- 県庁内の生活排水処理施設担当課による生活排水対策推進連絡会において、事業の進行管理、連絡調整等の相互連携を図ります。
- 県と市町の連携を一層深めるとともに、市町担当職員の資質向上のため、生活排水対策研修会の開催及び各施設整備事業に関する情報提供を行います。

イ 財源の確保

- 国庫補助制度の拡充等について、予算枠の増額、補助対象の拡大、補助率引き上げなどを国に対し積極的に働きかけます。
- 政府が策定した「公共事業コスト構造改善プログラム」（平成 20 年 5 月）に沿って、生活排水処理施設整備に係る建設コスト削減に一層取り組みます。

(4) 維持管理体制の整備

ア 維持管理体制の効率化及び適正化

- 集合処理を行っている公共下水道等では、中核的処理場等を拠点とする集中管理システムや性能発注による処理場等の包括的民間委託の導入など効率的な維持管理体制への移行を促進します。

イ 維持管理の適正化

- 個人が設置している合併処理浄化槽については、法定検査実施の徹底を図ります。
- 浄化槽市町村整備推進事業の推進により、市町が設置・管理する合併処理浄化槽の導入拡大を図り、維持管理を徹底します。
- ライフサイクルコストの最小化を図りつつ、持続可能な下水道事業の実施を実現するため、ストックマネジメントの導入を積極的に促進します。

ウ 耐震対策の強化

- 施設の耐震性能の向上を図るとともに、仮に被災しても早期に機能回復が図れる体制づくりを促進します。

(5) 資源の有効利用の推進

ア 汚泥の有効利用

- 処理施設から発生する汚泥については、肥料、土壌改良材、園芸用土壌などの緑農地利用資材や焼却灰、熔融スラグによる建設資材としての利用、またエネルギーとしての利用、その他汚泥焼却灰からのリン資源回収に係る研究等の実施など「第四次えひめ循環型社会推進計画」や「愛媛県バイオマス活用推進計画」と連動して有効利用を促進します。（参考資料参照）

イ 処理水の有効利用

- 処理施設からの処理水については、親水用水や農業用水等への有効利用を促進します。（参考資料参照）

3 各主体の役割分担

生活排水対策を効率的に推進するため、次のとおり、県、市町、県民の果たすべき役割を示し、相互に協力しながら、快適で潤いのある水環境の実現に向けて一体的に取り組めます。

(1) 県の役割

- 市町が実施する生活排水処理施設整備事業の進捗状況の把握及び各種事業間の調整を行い、構想の進行管理に努めます。
- 生活排水処理施設整備事業に関する市町への助言と研修会開催による市町担当職員の資質向上や情報提供により、効率的な事業の実施を推進します。
- 環境講座の開設など、環境学習の充実により、県民への啓発に努めます。
- 「第四次えひめ循環型社会推進計画」等と連動して、資源の有効利用を推進します。
- 事業実施状況や水質測定結果等の情報を定期的に公開します。

(2) 市町の役割

- 構想に基づく生活排水処理施設整備事業の早期事業化と生活排水処理区域の拡大に努めます。
- 各種研修制度の活用等による事業執行体制の強化と財源の確保や建設コストの一層の削減に努めます。
- 集合処理施設については、効率的な維持管理と高度処理施設の導入に努めるとともに、合併処理浄化槽については、浄化槽市町村整備推進事業を積極的に導入し、維持管理の徹底を図ります。
- 生活排水対策や市町計画について、住民への啓発に努めます。
- 生活排水処理施設から発生する汚泥や処理水の有効利用を推進します。
- スクラム、汚水処理施設連携事業、M I C Sの導入により、施設整備の広域化・共同化に努めます。
- 生活排水対策重点地域においては、生活排水対策推進計画に基づき取り組みの強化を図ります。

(3) 県民の役割

- 構想の趣旨を理解し、集合処理施設へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の法定検査実施による適正な維持管理など、生活排水処理の徹底と地域の水環境の保全に努めます。
- 集合処理施設による整備計画が予定されていない地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止するため、食用廃油等の流出防止や

洗剤の適正使用に努めます。

4 構想の進行管理及び実施状況の公開

庁内関係課間において、構想の進行管理と連絡調整等を実施するとともに、事業の実施状況及び公共用水域の水質測定結果については、ホームページ等において情報を公開します。